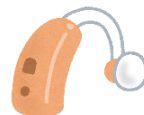


浅川町高齢者補聴器購入費 補助金交付事業のご案内



申請希望の場合は事前に役場にご相談ください。

加齢性難聴により日常生活を営むのに支障がある65歳以上の高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

申請を希望される方は、事前に役場保健福祉課までご相談ください。



対象となる方

⇒ ①～⑥のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 65歳以上の方
- ② 浅川町内に住所があり、現在、居住している方
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④ 聴力レベルが両耳とも40dB以上70dB未満、または片耳70dB以上で他方の耳の聴力レベルが70dB未満の方
- ⑤ 医師が補聴器を必要だと判断した方
- ⑥ 町税等の滞納がない方



助成金額

⇒ 上限額は、25,000円です。

補聴器購入にかかる費用に対して、**25,000円を上限**として助成します。



注意事項

⇒ ※1～5は対象外となりますのでご注意ください。

- ※1 申請前や交付決定前に購入したものは対象となりませんのでご注意ください。
- ※2 助成を受けられるのは1人1回限りです。（25,000円未満でも1回のみ）
- ※3 集音器は対象となりません。
- ※4 助成の対象は補聴器取扱い店舗から購入したものに限りです。
- ※5 医療機関の診察料、文書料、補聴器の修理代は対象になりません。



注意

お問い合わせ

浅川町役場 保健福祉課
電話番号 0247-36-4123

詳しい流れは裏面をご覧ください▶